

### 事業概要書

事業名	Save the dog/東日本大震災および原発事故被災犬救済プロジェクト				
開始日	2011年4月1日	終了日	2011年9月30日	日数	183日間
団体名	Save the Dog				

総額 (税込)	3,700,000 円	スタッフ人数	運営 2 人 専門家 2 人 他 5~6 人
---------	-------------	--------	------------------------

事業目的	東日本大震災並びにそれに付随する原発事故により被災した被災犬の保護と生活の回復 (飼い主への引き渡しや里親探し)	
事業全体の概要	<p>東日本大震災による津波被害や原発事故に起因する避難勧告・避難指示のために多くの住民が避難所での生活を余儀なくされている。衛生問題やトラブルの原因になることなどから、避難所や避難先 (親戚宅等) には飼い犬を伴うことができず、多くの飼い犬が被災犬となり、被災地に取り残されている。また、福島県南相馬市など原発事故の影響が出ている地域には行政の保護センターなどは立ち入ることができず、市民の力での早急な対応が求められている。</p> <p>本事業では、被災犬の捕獲、保護 (飼育・管理)、持ち主への引き渡し、持ち主が被災により犬の継続飼育が困難な場合の里親募集など、被災者並びに被災犬の生活の回復に向けた対策を実施する。</p>	
	事業内容(事業種別 (コンポーネント) ごと)	裨益者 (誰が、何人)
1. 情報収集・発信	各方面 (個人や自治体や保護センター) より発信される保護依頼情報や、保護情報を精査し、本来の飼い主のもとへ戻すための情報収集を行う。また何らかの理由による飼育放棄時の里親探し等も行う。	被災犬 40 頭 (うち情報の発信・整理によるもの 20 頭・猫を含む) 持ち主 40 家庭 (発見に至らなくとも情報の提供を含む) 新しい飼い主 10 家庭
2. 捕獲・保護・返還活動	当該地域における放浪中の犬においては捕獲活動、また依頼のあった場合や当該犬の生死にかかわる状況においては緊急保護活動、仮設シェルターへの移動を行う。また飼い主の判明時は返還のための輸送等を担う また現地ですべて捕獲が困難な犬に対して、食料や水を提供するなど、最低限の生命の維持のための手助けも合わせて行う。	被災犬 20 頭 (保護) 持ち主 20 家庭 (保護) 被災犬のうち捕獲不能な犬 100 頭

<p>3. 管理・飼育活動</p> <p>捕獲、保護した犬たちを責任もって飼育管理し、健康的に生活ができるよう配慮をする。手入れや加療等が必要な場合においてシャンプーカットや通院の手配等を行う。裨益者（犬）に被災者の飼い犬を避難所にて手入れを行う行為を可能な限り含む。</p>	<p>被災犬40頭（うち20頭は上記部門にて捕獲した犬） 持ち主40家庭</p>
--	--